

県南広域振興局長告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和 7 年10月14日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡横手線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町沢内字泉沢10地割70番地先から 8 地割48番 3 地先まで	新	m 42.6～13.2	m 674.1
	旧	16.7～8.5	673.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和 7 年10月14日から同年11月14日まで